

総務厚生常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 8号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第13号）	4
議案第 9号 令和3年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	19
議案第10号 矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	21
議案第11号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	24
追加議案第1号 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	26
議案第12号 特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	28
議案第13号 矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について	30
議案第14号 矢板市介護給付基金条例の一部改正について	31
議案第15号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について	33
議案第16号 矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	35
議案第17号 矢板市消防団条例の一部改正について	36
議案第18号 塩谷広域行政組合規約の一部変更について	37
陳情第18号 新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底に関する陳情	38
陳情第19号 日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを市民及び、職場、学校への周知徹底の陳情	45
陳情第20号 新型コロナワクチン接種後の健康被害についての被害者相談窓口の設置に関する陳情	48
委員長報告	52
閉 会	52

1 日 時

令和4年3月1日（火）午前9時57分～午後2時15分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 高瀬由子

副委員長 掛下法示

委員 藤田欽哉 佐貫 薫 小林勇治

宮本妙子 石井侑男 中村久信

4 欠席委員

なし

5 説明員（30名）

(1) 総合政策課（2人）

①総合政策課長 高橋弘一

②政策企画担当 小林 徹

(2) デジタル戦略課（1人）

①デジタル戦略課長 石川民男

(3) 秘書広報課（1人）

①秘書広報課長 佐藤賢一

(4) 総務課（5人）

①総務課長 塚原延欣

②行政担当 日賀野真

③人事担当 星宮良行

④財政担当 松本一裕

⑤管財担当 船山幸男

(5) 税務課（4人）

①税務課長 丸谷久美子

②市民税担当 高久智卯

③資産税担当 荒浪弘和

④徴収担当 渡邊訓之

(6) 社会福祉課（4人）

①社会福祉課長 沼野晋一

②社会福祉担当 橋本幸江

③障がい福祉担当 白田修一

④生活福祉担当 田城宣宏

(7) 高齢対策課（2人）

①高齢対策課長 高橋理子

②地域支援担当 前野路代

(8) 子ども課（2人）

①子ども課長 小野崎賢一

②保育担当 山下征子

(9) 健康増進課（3人）

①健康増進課長 村上治良

②健康増進担当 相馬香織

③ワクチン接種室 高瀬史章

(10) 生活環境課（2人）

- ①生活環境課長 柳田 豊
- ②危機対策担当 谷中清吉
- (11) 市民課 (1人)
- ①市民課長 星 哲也
- (12) 出納室 (1人)

- ①出納室長 塚原 由
- (13) 選挙監査事務局 (2人)
- ①選挙監査事務局長 柳田恭子
- ②選挙監査事務局 松岡雄一

6 欠席説明員

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

7 事務局 事務局長 薄井勉 主幹 矢板寿江

8 付議事件

- 議案第 8号 令和3年度矢板市一般会計補正予算(第13号)
- 議案第 9号 令和3年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第10号 矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 議案第11号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について
- 議案第14号 矢板市介護給付基金条例の一部改正について
- 議案第15号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第16号 矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 矢板市消防団条例の一部改正について
- 議案第18号 塩谷広域行政組合格約の一部変更について
- 陳情第18号 新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底に関する陳情
- 陳情第19号 日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを市民及び、職場、学校への周知徹底の陳情
- 陳情第20号 新型コロナワクチン接種後の健康被害についての被害者相談窓口の設置に関する陳情
- 追加議案第1号 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（高瀬由子） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。 (9 : 57)

○委員長 これより議事に入る。

この委員会に付託された案件は、議案第8号から議案第18号、追加議案第1号及び陳情第18号から陳情第20号までの15件である。

なお、説明に当たっては、執行部には簡潔な御説明をお願いします。

議案第 8号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第13号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（塚原延欣） 補正予算書の1ページをお開きいただきたい。

（「補正予算書」1ページの朗読を省略、2～7ページにより説明）

（詳細について「予算に関する説明書」により4ページから説明）

この13号補正については、歳入歳出全てにおいて検討を加え、過不足を精査している。

歳入

1 款 市税

個人市民税の現年分については、給与収入が減額しているが事業所得が伸びていること、また、当初予算が新型コロナウイルス感染症の影響を厳しく見積もったこともあり、増となっている。

固定資産税、都市計画税は、当初では見込めなかった中小事業者等が所有する償却資産と事業用家屋に係る新型コロナの特例措置による減少見込みで減となる。

また、それぞれの滞納繰越分は、令和2年度の新型コロナの徴収猶予の分が増と
なっている。

6款 法人事業税交付金及び7款 地方消費税交付金

こちらも当初予算でコロナの影響を厳しく見積もったが、そうではなかったとい
うことでの増。

11款 地方交付税

臨時財政対策債償還基金費等の追加決定があり、増。

14款 使用料及び手数料

市営駐車場の使用料で、コロナの影響で電車の利用者が減ったことによる減。

15款 国庫支出金及び16款 県支出金

交付決定額及び歳出の事業費確定等によるもの。

17款 財産収入

土地売払収入は、土地売却の見込みがなくなったことにより減。また、建物売払
収入については、片岡のデイサービス等を売却したことによる増。物品売払収入は
学校林売払収入で、片岡中学校の学校林の立木の売却。

土地の売払いについては、当初見込んでいた片岡駅東の市営駐車場を用途廃止
し、今年度中にそれをきれいに整理して売却をする予定だったが、境界等の確定に
少し手間取っており、まだ売れる状況にない。また、駅西の元市営住宅跡地も売却
を予定していたが、周囲の公団等も、売るための条件を整えるまでの整備がやはり
少し手間取ってしまい、売却までに至らなかった。来年度以降売る予定でいる。

18款 寄附金

教育費寄附金とふるさと納税寄附金の増。

19款 繰入金

確定によるもの。

21款 諸収入

事業確定によるもの。

22 款 市債

事業費の補正等により、起債の限度額が変更になっているもの。

歳出

1 款 1 項 1 目 議会費

会議や視察等の中止による費用弁償の減。

2 款 総務費、1 項 3 目 財政管理費

償還金、利子及び割引料は、震災復興特別交付税で交付されたものが、東電からの賠償が入ったことで、その分を返還しているもの。

積立金は、減債基金に 1 億 300 万、財調の基金に積立てが 4 億強。減債基金については臨時財政対策債の償還基金費で、国から手当てされているものを積んでいる。

同じく 5 目 財産管理費

庁舎管理整備費については、電話交換機の入替えをしているが、半導体不足により納品が遅れたということによる、リース期間が短くなった分のリース料が減になったことでの減。

財産管理費は入札による執行残。

同じく 6 目 企画費

ふるさと納税に関する経費で、報償費は返礼費、通信運搬費は返礼品の送料、手数料は決済手数料、使用料及び賃借料は受付システムの使用料。

同じく 9 目 諸費

地域安全活動推進事業は、防犯カメラの配線が東電の電柱を借りているが、その電柱が移設になるということで防犯カメラの配線も移設する必要ができたことによるもの。

同じく 3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費

マイナンバーカード所有者の転入転出手続きが、ワンストップ化をされることに伴う改修のもの。国庫 10 分の 10 のものでこの時期になっている。

同じく 4 項 3 目 衆議院議員総選挙費

報酬と時間外勤務手当の執行残。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費

温泉センター施設事業は、2号源泉の停止に伴っての営業保障と、重油高騰による補填分。この補填分については特別交付税措置があるということ。

国民健康保険特別会計繰出金については、保険基盤安定繰出金で保険者支援分、保険税軽減分、財政安定化支援事業繰出金。

同じく 2 目 老人福祉費

高齢者在宅生活支援サービス総合推進事業については、確定によるもの。

老人保護措置事業についても確定によるものだが、新規の入居者がいなかったことにより大きな減となっている。

同じく 3 目 国民年金費

国民年金法施行規則改正に伴うシステムの改修。

同じく 4 目 医療助成費

確定による助成金の実績による減。

同じく 2 項 2 目 児童措置費

民間保育所等運営補助事業については、令和 2 年度交付金の精算による返還金。

施設型等給付費は、幼稚園教諭の処遇改善のための賃金のアップというものが報道等でもされたかと思うが、その処遇改善の分ということで、賃金の 3 % 分。これも 10 分の 10 の補助があるというもので、その 2 か月分となる。

同じく 4 目 児童福祉施設費

児童館施設費についても、放課後児童支援員の賃金の分だが、先ほどの幼稚園は3%程度であるが、これは1人1万1,000円で、これも10分の10の補助があり、2か月分となる。

4款1項1目 保健衛生総務費

健康づくり事業は、集団検診の受診控え等に伴っての減。また、第2期健康増進計画が、国、県が令和5年に先送りしたということもあり、それに合わせるため矢板市も予算を措置していたが、国、県に合わせて先送りということでその分も減。

保健事業は、令和2年度補助金の精算、返還。

同じく2項2目 塵芥処理費

入札による執行残。

6款1項1目 農業委員会費

報酬は、農地利用最適化交付金実績。推進員の能率給分だが、それが減った。

備品購入費は、農地の集積集約化推進の情報共有のためのタブレットで、10分の10の補助のもの。

同じく2目 農業総務費

強い農業担い手総合支援交付金の確定による減。

同じく3目 農業振興費

園芸作物振興支援事業費補助金の確定による減。

同じく6目 農地費

県単土地改良事業の工事費については、豊田地内の農道整備工事を実施しているが、その実施中に地下埋設の支障物件が出てきたことで、それを更新する費用。

土地改良管理事業については、委託料は令和3年度に予算措置していたが、それが令和2年度に前倒しになった、ため池長寿命化計画策定業務委託があったかと思うが、その分が減となる。

同じく7目 市営農道整備事業費

農道の補修4か所分で、12月、1月にかけて地元から要望が上がってきた箇所
の分。

同じく9目 地域農政管理費、10目 日本型直接払事業費、11目 地籍調査費
事業の確定による減。

同じく2項2目 林業振興費

有害獣駆除は、確定による減。侵入防止柵の設置の費用等だが、これも制度が始
まって5年になるので、そういった意味もあって減。

林業成長産業化地域創出モデル事業は、補助及び交付金、貸付金いずれも事業確
定による減。

7款1項2目 商工振興費

債務負担の廃止もあった用地取得奨励金だが、開始が1年延びたことによる減。

8款1項1目 土木総務費

土木総務管理事務は、補助及び交付金は事業の確定による減。民間住宅の耐震関
係の補助金。

道路台帳整備事業も事業確定による減。

同じく2項2目 道路維持費

委託料は、今年度思いのほか除雪費用がかかっており、その費用を1,000万円補
正するもの。

同じく3目 道路新設改良費

公有財産購入費、補償、補填及び賠償金について事業確定による減だが、この泉
長井1号線にかかる部分であり、地権者の意向で協力しないという内容ではない
が、協力はするが工事をする時期と合わせて手当てをしてほしいということで、令
和3年度においては減となる。工事をする際に協力いただく話になっている。

同じく4項 橋りょう維持費

事業費確定による減。金額は大きい、これは前岡跨線橋の撤去の設計。新幹線の上を跨ぐ橋である。その撤去の設計を予定していたが、当然JRと協議をしながら進めるものだが、JRで急に、実施設計の前に概算設計だろうというような何か方針転換があったそうで、それに乗らざるを得ないということで、その詳細設計分が残っていると。そして、現在は概算設計を協議しながら進めているという状況。

同じく 4 項 1 目 都市計画総務費

都市計画事業推進事務は、事業確定による入札残。

定住促進費、定住促進事業は、過去の状況から見て不足額が見込めるということでの増の補正。

空家等対策推進事業は、確定による減。

9 款 1 項 4 目 消防費

委託料、工事費ともに事業費確定による減。工事費は金額が大きい、入札による執行残。

10 款 教育費 1 項 2 目

事務局費は、期末手当の減であるが、教育委員会で学校教職員配置事業に多くの会計年度任用職員を採用しているが、その者の継続ではなく新規採用者が結構多かったことで、それにより支給の割合が減るため、それに伴う減となる。

同じく 2 項 1 目 学校管理費

一般管理費の積立金については、公共施設整備基金への積立てとなるが、これが西小学校の財産処分に伴う補助金相当分を積み立てるというもの。また、豊田小学校の学校林があり、それを売り払ったお金を入れるというもの。

小学校保健安全事業、消耗品は繰越しをしているものであり、コロナの感染予防品ということで消毒液、空気清浄機等で国庫 2 分の 1 のもの。

同じく 2 目 教育振興費

G I G Aスクール関係のスマイルドリルやデジタル教科書、電子図書。これらも国庫2分の1で繰越しになるもの。

同じく3項1目 学校管理費

中学校一般管理事業の委託料は、事業費確定による減だが、泉中学校関係でスクールバスを手当していたが、実際にはタクシーで対応していた、するということで、その分で減っている。

積立金については、片岡中学校の学校林の売払いのお金を公共施設整備基金へ積むもの。

中学校保健安全事業については、コロナの感染予防品で消毒液等。これも国庫2分の1で、繰越しのもの。

同じく2目 教育振興費

中学校振興事業で、G I G Aスクールの関係の小学校と同じ、スマイルドリル、デジタル教科書、電子図書などがあり、こちらも2分の1の補助となるが、現予算の中での不用額等を調整した上での不足分の増の要求となっている。

同じく4項3目 図書館費

備品購入寄附に伴う児童図書の購入。

同じく5項1目 保健体育総務費

国民体育大会推進事業は、当初、芝のサッカー場にアップ場を整備する予定であったが、始まってみたらその路盤をやる必要がないと。上の芝だけ交換すれば十分だということであり、それを変更で対応した分の減。

同じく2目 体育施設費

事業費の確定だが、施設の設計業務委託をプロポーザルで実施し、競争入札の結果による残。

給与明細書

比較の欄、報酬の減があるが、これが衆議院選挙の事務の報酬と、農地利用最適化推進委員の報酬の減の分。

2の一般職、300万円の職員手当だが、下の表で、期末手当が教育委員会の会計年度任用職員の分の期末手当の減、時間外手当が衆議院選挙での時間外の分。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第8号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○宮本委員 19ページの橋りょう維持費、委託料ということだが、大変恐縮だが、もう一度御説明いただけたらありがたい。

○総務課長 片岡の4号線、新幹線が通っているところ、その北へ向かおうというか、前岡跨線橋という市道の橋がかかっており、それが使っていないため撤去するということだが、撤去する実施設計の費用が令和3年度予算として手当てしてあったわけだが、JRと撤去するに当たって協議を進めている。

当然ながら今までもずっと協議をしてきたが、その実施設計をするに当たっての協議をしている中で、実施設計をする前に、概略設計というか、どういうふうの実施設計をすべきか、というところの事前設計をして協議に臨むべきではないのか、というようなところを言われたよう。

ということで、その実施設計に至る前さばきの分で、令和3年度については終わっているということなので、実施設計まで入れてないということで、その分を減しているというところである。

○宮本委員 最終的には跨線橋を撤去するという受け止めでよいか。

○総務課長 撤去する方向で地元等と協議し、その方向で進めている。

○宮本委員 随分長年かかった話だったと思うが、執行部もしっかりと対応していただき、ありがたい。

これからまた、先になるかと思うが、やはり将来のためにも、私たちも撤去するべきではないかということ伝えていたので、進めていただければありがたい。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○佐貫委員 今回の橋りょう維持費だが、今の説明だと今年度は実施設計の分が概算設計になり、その分が要は実施設計のほうが、値段が高いから概算設計になったからその分の差額が減った。でも実施設計は残っている。それが来年度。

実際の今後の動きについて、どのぐらいの目安で進めていくのか。なかなか難しいかと思うが、概算のスケジュールを教えてください。

○総務課長 詳細設計については、令和3年度はできなかったことでそれが先送りになり、やっているわけだが、詳細設計をしてその後また工事を発注してということだと…これも私が以前、建設課長のときからこの話はスタートしているが、JRとの協議で3年ぐらいとそのときには言われていた。本格的に概略設計から入って協議、どういった工法で壊すか、また、壊すときにどこに柱を立てて架設をするか等、そういった細かい概略設計を今年度しているところ。

それからまた実施設計に行くと、JRとの協議はやはり3年ぐらいのスパンがかかるのかと。そして解体1年ということになるかと思う。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○小林委員 21ページの定住促進費。500万の増額補正だが、その中身について教えていただければ。

○総務課長 矢板市くらしのびのび定住促進補助事業補助金にかかる事業費であり、4月から12月までの分は実績で分かるが、1月から3月分までについては昨年の見込み等を見て大体500万円ぐらい不足になる。昨年度の実績も見込み、今年度の実績も入れて大体500万円ぐらいの不足が見込めるということで500万円の補正。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○石井委員 23ページ、保健体育総務費の中の体育施設費について、委託料が補正前の1億6,000万から2割、3,400万ほど減額になっている。この見込みと、どういう

入札方式だったのか、落札率もし、競争入札であれば落札率の低下による執行残なのか、もう一度確認したい。

○委員長 暫時休憩する。 (10:41)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10:42)

○総務課長 プロポーザルで実施し、基本設計と実施設計も一緒に発注をしている形態だが、そのプロポーザルの参加要件として、公募型プロポーザルでやっており、今回、文化スポーツ複合施設と同等程度の大きい公共建築物を設計している実績がある業者というものと、栃木県内に本店、支店がある業者ということでプロポーザル…当然、矢板市に入札参加資格の登録をしないと参加はできないが、そういう公募型のプロポーザルで実施したところ、2者から応札、プロポーザル参加があった。

そのうちの1者が落札し、その落札をした結果の金額が3億1,900万円となったが、そういったものもあつての執行残が出た。なぜ、これがこの金額なのかということになると、それは積算見積りや入札の金額までについては、なぜこの金額なのかというところまでの精査はしていないので、なぜ安くできたのかというのはしていないが、これでできるということでプロポーザルでも決まった業者であるということで、この金額が残になっている。

○石井委員 矢板市の入札状況等を見ると非常に、入札率が異常に高いというような状況がある中で、このプロポーザルが寄与したのかどうか分からないが、矢板のこういった入札方法についても、いろいろな角度から、適正な競争が図られるような方式を採っていただきたいと要望を申し上げる。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○中村委員 先ほど、宮本委員から出た橋梁の件だが、確認であるが、以前に市道認定と併せて議案としてかなり昔に出て、補強して長寿命化を図るという予算が出てきたが、委員会で、どれだけの利用価値があるのかと。で、後々いずれにしても撤

去しなきゃいけない、撤去するのに同等の費用がかかる。確か、あのとき1億数千万だったと思うが、それだけまたかかるということなので、その後、当局としては検討したと思うが、結果として今日まで、あそこに補強の手をかけずにきたという理解でよろしいか。

その結果、最終的に撤去の方針を出したということよろしいか。

○総務課長 落下防止の措置といったものをするような検討もあったと思うが、あれを撤去…実際に地元でももう使ってもいないし、ということで調整もしながら撤去ということで、あれに係る長寿命化についての工事等は行っていない。

ただ、橋梁として持っているので、法で決まっている5年に1度の点検…それを点検するのにやはりJRにかかる橋であるため、曖昧な記憶で申し訳ないが、数千万単位で点検の費用もやはり、JRに負担金で払っていたというようなどころもあるので、今回もう撤去してしまえば、そういった費用もなくなると、使っていてもいなくても、橋がある間は5年に1回検査していかなければならないため、そういったところも検討の一つの材料には入って、撤去に至ったところである。

○中村委員 分かった。あのとき委員会として、結果としてストップをかけたということになったので、結果としてはよかったのかなと思っている。

次の質問だが、歳入の5ページ、普通交付税。

説明では、臨時財政対策債の手当てとして、という説明だったかと思うが、確認をしたい。臨時財政対策債の分だとすると、以前に確認したときに、順当に国からは入ってきているというふうに聞いているので、「順当に」ということは、見込みの部分に対して増減はないものと思っていたが、今回こういう形で臨時財政対策債の分として増えるということは、国から思った以上というか、その繰上償還のような形で交付されているのかどうか、確認させていただきたい。

○総務課長 これは今年度に限りという措置だが、歳出の積立てでも減債基金に1億300万円積むということで説明をしたと思うが、その分がここで国から、先ほど言っ

た臨時財政対策債の償還基金費に入っており、今年度限りのそういった手当てがあるので、これが増えているということで、前もって令和3年度の償還に充てる分の手当てとして、そういった形で今年度に限り来たというもの。

○中村委員 分かった。今年度に限り、見込みよりもプラスで入ってきたと。そういう理解をさせていただいた。

次に、13 ページの財政管理費の積立金。先ほど説明があつて、1 億円ちょっとだったと思うが、減債基金という話があつたので、残り 4 億円ぐらいが財政調整基金ということだというふうに思ったときに、今年度、財政調整基金は結果として使わないという、要はそのまま残っているということかと思うので、昨年決算で 6 億 2,000 万円ぐらい残っていたので、そこに 4 億円ぐらいが純増するという見込みだという理解でよろしいか。

○総務課長 確かに、おっしゃる数字がその時点での数値ということになるが、今回、財調に 4 億 513 万円になるが、それを 3 月補正で積むということになると、見込みだが、基金の総額は 15 億円を超える値になる。補足で説明をさせていただくが、これも財調に積むのがいいのか、あるいはこれから大型事業が控えているため公共施設整備基金に入れるのがいいのか、あるいは庁舎も喫緊の課題となっているので庁舎の基金に積むのかがいいのか、というようなところは種々検討したが、やはり現在のこのコロナ禍というものが、先行きが見えないというこの状況を見ると、まずは財政調整基金に積立てをしておいて、財調をある程度持って、万が一にも備えるためにもやはり財調なのかなということで、庁舎や公共施設整備基金は見送って財調のほうにしたという経緯がある。

○中村委員 次の質問だが、21 ページの学校管理費で、中学校一般管理費の委託で、減額の内容がスクールバスを当初予定していたという話だったかと思うが、これは泉中学校のスクールバスを予定していたが、これを実際はやめてタクシーを利用しているという話だと思うが、泉中学校の今年 1 年生に上がる予定だった人が、矢板

中学校でもいいという話になって、通学するときは結果としては自力だったのではないかなという思いがあったのが一つ。

それから、実際にはその後、変更があったかもしれないが、現在、泉小学校へスクールバスを利用して通学している生徒がいると思うが、この費用は、先ほど言われた減額の内容とは違う内容だと受け止めていいか。実際に何人かの方が泉小学校へ到着したスクールバスをそのまま乗り継ぐという形で、矢板中学校へ向かっているのだと思うが、その部分はどうなっているか。

○総務課長 泉中の生徒が矢中に行く分ということだが、下校のときのスクールバスの分ということになるかと思う。これが当初の見込みよりも利用する方が減っているというところもあり、スクールバスではなくて、タクシーで個別に対応するという方針に切り換えてその分で減になっているということで、下校時の分ということになる。

○中村委員 その辺は分かった。そうすると、私が最初に言った疑問の部分の、矢板中学校に通ってもオーケーというときに、ただ通学については自力だ、というアナウンスだったと思うが、これは途中で変更になっていると。要は、スクールバスまたはタクシーが認められているという理解でいいか。

○委員長 暫時休憩する。 (10:57)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10:58)

○委員長 後の報告ということでよいか。

○中村委員 構わない。

また、私の質疑は以上である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○佐貫委員 17 ページ、土地改良管理事業で、委託料のマイナス約 3,300 万円だが、先ほどの説明だと、ため池関連の事業が前年度、令和 2 年度に前倒しをして、精算してこのタイミングということをおっしゃったかと思う。進め方についての確認だ

が、令和2年度に終わっていて、ではなくてということか。前倒ししてこのタイミングになったその進め方というか、そこについて説明をしていただければ。

○総務課長 最初から前倒しで、繰り越して事業はやって…実際には、令和3年度に事業はやっているが、ただお金の手当てだけはその国庫の関係で前倒しということになる。そのため、その分を前倒したので今年度、令和3年度で予定していた国庫も当然この分は入ってこないということになる。

これはもう2年のときに国庫補助事業として採択を受けて事業を進めているので、3年度としてはないと。その分、前倒した分が減になるということだが、後は補正のタイミング。当然、6月、9月、12月、3月とあるが、冒頭に説明したように例年3月でその最終の調整、そういった過不足等の調整もしてというようなところは3月定例会のこの補正で例年やっている…補助事業なので、これを残しておいたからといってほかのものに使えるものでもない、やってもよかったのかもしれないが、今までの流れで3月のこの補正で対応しているというところである。

○委員長 よろしいか。

○総務課長 先ほどの中村委員の質問に回答する。

当初、学区外で通学する際には、ほかの学校もそうだが、その親御さんの手当てで通うということになっているので、当初のそういう予定は、泉中学校においてもそうだったと思うが、7月に公共交通で市営バスが廃止になって御存じのとおりデマンド交通に移行するという矢板市の公共交通の再編の絡みもあり、7月に方針を転換し、スクールバスを使ってもいい、ということになったということ。

○委員長 質疑の途中ではあるが、傍聴の申出があったので、委員会条例第15条第1項の規定に基づき、委員長として傍聴を許可することとしたので報告する。

○委員長 暫時休憩する。 (11:02)

○委員長 会議を再開する。 (11:02)

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

次に、自由討議により、委員の皆様の御意見を伺う。意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11:04)

○委員長 会議を再開する。 (11:15)

議案第 9号 令和3年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長(村上治良) 補正予算書9ページをお開き願う。

(「補正予算書」9ページの朗読を省略、10・11ページにより説明。)

この補正の主なものとして、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定に伴う補正となるもの。詳細について、予算に関する説明書で説明する。30・31ページをお開きいただきたい。

歳入

8款1項1目 一般会計繰入金

保険税軽減補填のための国民健康保険基盤安定負担金等の交付決定に伴う増額補正となるもの。

1 節の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）については、低所得者の国保税軽減による補填として、増額補正するもの。

2 節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）については、低所得者による国保税の軽減対象一般被保険者数に応じて補填することにより、保険者が支援されるものであり、こちらも増額補正するもの。

6 節の財政安定化支援事業繰入金については、国保財政安定化支援事業として、地方交付税措置分を繰り入れるものでこちらも増額更正するもの。

8 款 2 項 1 目 財政調整基金繰入金

国民健康保険事業費納付金、県への納付金に補填するものであり、全額減額補正するもの。

歳出

7 款 1 項 1 目 財政調整積立金

歳入の余剰分を積み立てるため、積立金を増額補正するもの。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

次に、自由討議により、委員の皆様のご意見を伺う。意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決された。

議案第10号 矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 議案書3ページをお開き願う。

この条例については、地方自治法の改正により、市長等が職務を行うとき、善意でかつ重大な過失がないときに、地方公共団体に対する損害賠償責任額を限定し、それ以上の額を免責する旨を定めるもの。

この条例を制定するに当たって地方自治法の改正があったが、その改正になった経緯については2月の全員協議会の際に説明したとおりである。

この条例の対象となるものについては、市長「等」とあるが、これは市長、副市長、教育委員会の教育長もしくは委員選挙管理委員会の委員または監査委員、農業委員会の委員または固定資産評価審査委員会の委員と、職員である。

これら市長等が民事訴訟等において、損害賠償を支払う対象となった場合の免責される額について、それぞれの基準給与年額に条例で規定する基準を乗じた額となる。この基準給与年額については、地方公共団体に損害を与える原因となった行為の日を含む会計年度内に支給される報酬、または給料から一部手当を除いた額となっている。

この第2条の乗じる数字、市長「6」、副市長以下の「4」、農業委員「2」、職員は「1」とあるが、この乗数については地方自治法第243条の2の規定を踏まえ、同法施行令の規定する参酌基準、国のとおり数字を用いている。

例えば、仮に長の基準給与年額が1,000万円の場合で説明すると、市長は参酌基準が6になるので、長が矢板市に対して1億円の損害賠償責任が命じられたという場合には、その1億円から6,000万円を控除した額で、4,000万円については免責されることになる。

条例の施行日については、令和4年4月1日となる。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第10号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○中村委員 説明はよく分かった。

第2条に、年額に乗じた数を掛けた分、超えた部分が免除になるということでその範囲内で責任を負うということに言い換えればなるわけだが、これはこの条例だからというわけではないが、条例は市民のもの、当然ながら矢板市の条例は矢板市民のもの、という考えからすると分かりやすくというのが必要だが、非常にこの第2条はスラスタと読んだだけでは、なかなか分からない。

簡単に言えば部長が言ったとおりだが、この文章そのものは、国から示されているものをそのまま矢板市に該当する部分を抜き取ってやっていると思うが、それは簡単にできると思うが、やはり全ての条例が矢板市民のものであるということからすると、分かりやすく、要はかみ砕いて条例はつくるべきだろうと。これに限らず、そのように思うが、総務の責任者としてどのように考えているか。

○総務課長 おっしゃることは当然だと思う。読んで分かりにくいものは、やはり分かりやすいものに直すべきだということで、この条例も含め、公文書についても流れとしては一般に示すものは難しい用語はあまり使わずに、分かりやすいものを心がけるという風潮にどんどん変わりつつあるというところもある。

この条例に関しても、公文書で使うような言葉遣いや表記というところで、しているところだが、こちらについても当然、条例になれば市のホームページに載せて、一般市民の方も目にする、市民だけではなく目にする機会があるわけだが、そういった視点を踏まえて、これに限らずということになろうかと思うが、条例を整備する際にはそういう視点も入れて検討したいと思う。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○佐貫委員 第2条の(4)の職員のところだが、第2号に掲げる職員を除くと書かれているが、第2号に掲げる職員の方というのは、具体的にはどのような方で、何人ぐらいいるか。

○総務課長 これも、先ほどの分かりづらいというところにも引っかかってしまうかもしれないが、あくまで地方自治法上という定義で考えると、第2号というのがここでいう副市長。副市長がこの職員という部分に入ることなので、それは除くという意味。(2)に掲げる職員を除くと、この職員は誰かという副市長という読み方。

○佐貫委員 今、矢板市に関わっている職員が損害賠償請求を受けたとして、この条例に適用されない者はいないということによいか。

○総務課長 職員は全員対象ということで、漏れる人はいないということになる。

○佐貫委員 会計年度の者も含めてか。

○総務課長 会計年度職員も対象になる。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

次に、自由討議により、委員の皆様の御意見を伺う。意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第10号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決された。

議案第 11 号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 議案書 5 ページをお開き願う。

まず、この条例の改正だが、人事院規則の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであるが、令和 3 年人事院勧告において、公務の職場においても職員の妊娠、出産、育児等々と仕事の両立、これを支援することが重要であると示されている。その具体的方策として、不妊治療のための休暇の新設や非常勤職員に対する両立支援というものが示されている。

今回の内容については、令和 3 年中、12 月 1 日にこの人事院規則の改正があった。不妊治療のための休暇が新たに設置されたことに伴い、本市においても、国に準じた取扱いをするため改正をするもの。

具体的な内容としては、特別休暇を定めている別表第 1 の中の、議案書で 10 ページになるが、6 の 2 の項を追加し、職員が不妊治療に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、1 年度につき原則 5 日以内、体外受精及び顕微授精に係るものは、10 日以内の有給休暇が取得できるという内容となっている。

これ以外でも改正の箇所はあるが、現行の例規の表記に変えるというもの。

この条例の施行日につきましては令和 4 年 4 月 1 日となっている。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第 11 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○中村委員 「一の年度」というのは事業年度ということで、4 月 1 日から 3 月末までということでもいいかと思う。付け加えてその「一の年度」という形で表すということが、こういう条例にはあるということか。

○総務課長 この条例等のこの様式というか、先ほど説明したように、今の様式に直すという説明をしたが、ずっと永久的にこのやり方というわけではないが、こういう表記の仕方というものは決まっており、この「一の年度」というのも…おっしゃるのは4月から3月までだが、その年度については、こういう表記の仕方をするということになっている。

また、細かい表記等についてはその都度変化、変わってはいくものではある。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○佐貫委員 とてもいい条例かと思うが、運用するときに非常にセンシティブな内容かと思っており、不妊治療で現状、職員がこれをしているケースもあると思うが、この条例を施行した後、現状がどのように改善されていくのか、具体的な運用について、お聞かせいただきたい。

○総務課長 今回、この条例を認めていただければ4月1日から適用になるが、今までなかったもので、不妊治療等での特別休暇は職員に与えられてなかったところ。

あくまで、耳に入ってくる情報でしかないが、そういう治療をしているという職員が今までもいたようには聞いている。ただ、その方はこの特別休暇がなかったもので、年次休暇なりというところで手当てをしてこられたと思う。年次休暇なので、その都度、人事に報告はないので、また、どういう理由で取ったという報告義務もないので、人事としては申し訳ないが把握していない。

今度は、こういう条例が決まればこれで取れるので、職員に4月1日から施行になるという通知をして、該当する職員はそれで…特別休暇という今までほかにもたくさん種類があるので、特別休暇そのものは浸透しているので、そこに1つ加わったというような扱いで職員には周知をしていきたいと思っている。

○佐貫委員 おそらくこれまでは、要は、あまり話したくない方もいるかと思うので、特別休暇で対応できたと思うが、この条例をすることで逆に今度、「認められる場合」というところがあるので、これが上長の承認が必要になってくるとしたら、対

外的に言わなければいけないということ。その個人情報というか、超センシティブな内容のセキュリティというか、運用が気になると思って聞いている。

○総務課長 特別休暇を取る場合、当然その所属長、課長などに決裁を取り、それが人事に上がってきて、人事で決裁をして認められるというものであるが、当然、課長、人事というところでその情報がむやみやたらに、外に行くということはないというふうには確信はしている。

もし出るのであれば、それ以外のところから出るかどうかそこは分からないが、当然そういうデリケートな内容だということ。その所属の課長もしかるべき人が当然ながら課長になっているので、我々も含め外に出ることはないと考えている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

次に、自由討議により、委員の皆様のご意見を伺う。意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 11 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決された。

追加議案第 1 号 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 追加議案書 1 ページをお開き願う。

これも先ほどと同じ人事院規則の一部改正に伴うものであり、改正の趣旨としても、先ほどと同じ、職員の妊娠、出産、育児と仕事の両立を支援するということ。

これが2月17日、まさに本定例会の議運を開いていただいた日になるが、その日に人事院規則の改正があったということで今回、追加議案ということで提出をさせていただいた。

育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置というものが新たに追加されるということと、非常勤職員の育児休業及び介護休暇等の取得要件が緩和をされたということの2本立てとなっている。これらの事項については、矢板市においても国に準じた取扱いをするということで改正となっている。

具体的な改正の内容について、まず第2条、育児休業をすることができる要件を掲げているが、ここで改正前の(ア)、ここで引き続き1年以上ある非常勤の職員ということこの部分を削除ということになる。

4ページでも、同じくこのアンダーラインを引いている部分、引き続き在職期間が1年以上というようなところを削っているが、この2つの削除については、こういった休業等を行うことができる要件を緩和しているということになるもの。

さらに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、任命権者が講じる措置として5ページ、第25条及び第26条を追加し、第25条では妊娠または出産等についての申出があった場合における措置、第26条は勤務環境の整備に関する措置で、妊娠、出産等を申し出た職員に対する制度の周知や意思の確認に関する規定や研修の実施、相談体制の整備といった規定を新たに設けたもの。

これ以外にも例規を変えている部分はあるが、用語の説明を書き加えたものや、少し誤りのあった部分の訂正となり、制度そのものに影響するものではない。

この条例の施行期日は、令和4年4月1日となる。

○委員長 これより追加議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

次に、自由討議により、委員の皆様の御意見を伺う。意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。追加議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、追加議案第1号は、原案のとおり可決された。

議案第12号 特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 議案書11ページをお開き願う。

産業医の報酬月額の設定である。産業医は、職員の健康管理等を行うために、専任しお願いをしているところであるが、この産業医の報酬額は今から20年前、平成13年に現在の額3万円と定めたところ。

それ以降、改定がされていないというところもあるし、今回産業医の先生が変わり、変わる際に塩谷郡市医師会とも相談をしながら進めたところだが、その医師会からも近隣の自治体の状況を確認したほうがいいという旨のアドバイスもいただき、近隣の状況を確認したところ、値上げの必要性を感じたというところであり、一番高いところの額とまではいかないが、中間ぐらいの5万円に額を改正したい。

これも令和4年4月1日から施行で考えている。

○委員長 これより議案第12号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○宮本委員 5万円という金額だが、他市町と比べて妥当な金額ということで受け止

めてよろしいか。

○総務課長 妥当ということで検証したが、参考までに先ほど言った塩谷郡市で、さくら、高根沢、塩谷、矢板だが、さくらと高根沢は 7 万 5,000 円、塩谷町は 3 万 8,000 円。もともと 3 万円だったので、それを少し上げて 5 万円という判断をさせていただいた。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○中村委員 同じような話だが、塩谷郡市医師会の話聞いたが、近隣ということでこの県内ではどうかということが一つ。

また、これは報酬審議会にかかっているのか、それともそういう案件ではないのかということで、2つ尋ねる。

○総務課長 まず、審議会だが、特別職の報酬の審議をいただくということなので対象外ということになる。

県内の他市の状況というところだが、全部聞いているわけではなく、近くで那須塩原市は 3 万 8,000 円、鹿沼市は 3 万 9,000 円と確認をしているので、そういった部分を含め、さくら市、高根沢まではいかないが 5 万円で判断をしたところ。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

次に、自由討議により、委員の皆様の御意見を伺う。意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 12 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決された。

議案第13号 矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総合政策課長（高橋弘一） 議案13ページをお開き願う。

議案書の朗読は省略して、説明する。

個人が行う、いわゆる個人版のふるさと納税寄附金については、現行の矢板市ふるさと納税基金条例に基づき、寄附金を基金に積み立て、有効に活用している。

今回、企業からのいわゆる企業版ふるさと納税寄附金についても、個人版のふるさと納税寄附金と同様に、寄附金を有効活用するため、条例の一部改正を行うもの。

改正内容としては、現行条例に企業版ふるさと納税制度を追加する改正となる。企業版ふるさと納税寄附金を基金として積み立て、取崩しは、寄附者が寄附金の使い道として選んだ矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略における事業に対し、基金を取り崩し、事業の財源とする。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第13号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

次に、自由討議により、委員の皆様の御意見を伺う。意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 13 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決された。

議案第 14 号 矢板市介護給付基金条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（高橋理子） 議案 17 ページをお開き願う。読み上げは省略させていただきます。

次に 18 ページを御覧願う。条文の朗読に代え、改正内容について説明する。

現行の矢板市介護給付基金条例については、介護給付の財源に充てる場合に限り処分が可能となっているが、地域支援事業や栃木県が設置する財政安定化基金等の財源として基金の処分が可能となるよう、条例の一部を改正するもの。

現行の処分、第 5 条について、「介護給付の財源に充てる」を、「次の各号のいずれかに該当する」と改正し、以下、第 1 号から第 4 号として、地域支援事業等の内容を追加している。

また、改正の内容に合わせて、条例の題名や関連する第 1 条を矢板市介護給付基金から矢板市介護保険財政調整基金に改正を行うもの。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第 14 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○中村委員 介護保険の事業は 3 年間継続している。その事業年度が終わるときに精算して、次の介護保険料に反映させていると思うが、この基準というのは、その精算をしたときに適度な基金として残す扱いという理解でいいかということと、先ほど言った介護保険料に何か影響は出てくるのか、という 2 つをお尋ねする。

○高齢対策課長 現在は、令和 3 年度から 5 年度までの第 8 期高齢者プランで、現在最中だが、その計画の中でも、介護給付費や地域支援事業費、この 3 年度から 5 年

度までの3か年の推計をしており、そちらに基金を積み、取り崩した中で保険料を決めているというような状況。

今、積み立てている基金についても、次の第9期、令和6年度からの計画について再度、推定給付費の伸び率や、地域支援事業等のどれぐらいの支出があるかということも踏まえて、次の保険料を算定するために、また推計をするという状況である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○佐貫委員 決算のときにも聞いたと思うが、基金を立てて、確か9期の介護保険費の査定に影響…を勘案するもの及び国が、確か予防に使えるようにと、基金を積み立ててそのお金でというところを課長がおっしゃっていたかと思うが、そのための基金という認識でよろしいか。

○高齢対策課長 基本的に基金は、その3か年の介護保険料を決定する際に、その3か年でどれぐらい介護サービス費や地域支援事業の介護予防費を使うかで、次期の保険料の額を決定するということになるが、今のこの条例だと、介護のサービス事業費にしか取り崩すことができない形になっているので、前回のときに私が話したとおり、その予防の地域支援事業が、予防の事業をやっているものだが、地域支援事業費にも取崩しができるように、そちらの事業にも手厚くできるようにということで、今回、地域支援事業にも処分ができるように改正を行うものになる。

そのため、介護給付費、保険料を決めるために、その予防事業や給付費などを総括して、どれぐらい時期で使うかということ踏まえて、次期の保険料を決めるという、基金はそういうものになっている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

次に、自由討議により、委員の皆様の御意見を伺う。意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 14 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (12 : 01)

○委員長 会議を再開する。 (12 : 58)

○委員長 初めに、総務課長より発言の申出があったので許可する。

○総務課長 議案第 12 号の産業医の報酬で、中村委員から、報酬等の審議会の審議は経てるのかという旨の御質問があり、それに対して私が、非常勤の特別職ではないのでこの審議会の審議には該当する者ではないという旨の答弁をした部分の訂正をさせていただきたい。

矢板市特別職報酬等審議会に付議する者は、議会の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料について、ここで審議するという事になっているので、私の説明が一部間違っていたので、そこを訂正させていただきたい。これに審議する必要がないという部分は間違いはないが、ただ、この制度そのものの説明が少し違っていたので、訂正をさせていただきたい。

議案第 15 号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○税務課長 (丸谷久美子) 議案書 20 ページをお開き願う。議案の朗読は省略させて

いただき、内容について説明する。

21 ページを御覧願う。地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。

主な改正内容は、未就学児の被保険者均等割額の軽減である。未就学児に係る被保険者均等割額を5割軽減するもので、低所得者に係る保険税軽減制度の適用がある場合には、軽減後の被保険者均等割額を5割軽減するものである。この改正の改正文は、32 ページから 35 ページまでになり、第 21 条に第 2 項として追加するもの。この軽減の対象者は、約 120 人で、軽減額は約 150 万円の見込みとなっている。

そのほかの改正としては、用語の整備のほか、ページを戻っていただき、21 ページの改正にあるように、規定を明確化するため、所得割額を基礎課税額の所得割額とするもの。22 ページの改正にあるように、今回の改正により、第 21 条に第 2 項が追加されたため、「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」とするもの。23 ページの改正にあるように、規定の明確化のため、所得割額を介護納付金課税額の所得割額とするもの。25 ページの改正にあるように、地方税法の改正により、地方税法第 703 条の 5 に第 2 項が追加されたため、「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」とするもの等である。

これら規定の整備については、条例中その他の箇所でも同様の改正を行っている。

施行期日は令和 4 年 4 月 1 日、適用区分は 49 ページの附則に記載のとおりである。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第 15 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

次に、自由討議により、委員の皆様のご意見を伺う。意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 15 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決された。

議案第 16 号 矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○社会福祉課長（沼野晋一） 議案書 51 ページをお開き願う。

52 ページからは改正する条例について記載されているが、朗読に代え改正内容の説明をさせていただきます。

現在、矢板市において、重度心身障害者医療費助成の対象者については、重度の身体障害者及び知的障害者としており、これは栃木県においても、対象者は同一となっている。このたび、栃木県において、重度心身障害者医療費助成制度の改正を行い、令和 4 年 4 月から、助成対象者に新たに精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を加えることにより、制度の拡充を図っていく。これに伴い、市も対象者に精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を加え、制度の拡充を図っていく。

53 ページ、第 2 条第 1 項第 4 号、下線が引かれている部分が今回拡充するところ。それ以外の改正については、文言の整理をするもの。

施行日については、令和 4 年 4 月 1 日からとなる。

また、対象者である精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者については、令和 3 年 10 月 1 日現在で 80 名である。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第 16 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

次に、自由討議により、委員の皆様の御意見を伺う。意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 16 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決された。

議案第 17 号 矢板市消防団条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○生活環境課長（柳田豊） 議案書 55 ページを御覧願う。朗読は省略させていただく。

このたびの条例改正について、概要を説明する。

国において、年々減少する消防団員数の抑制を図るため、団員の処遇改善を目的とした災害時の出動手当ての見直しを進めていることを受け、国の示す同手当ての基準である、1 日当たり 8,000 円に沿った運用を行うため、また、今回の改正に合わせ語句の訂正を行うため、矢板市消防団条例の一部改正をするもの。

具体的な改正内容については、これまで本市では費用弁償として訓練や夜警も含め、一律 1,000 円を取り扱っていたものを、災害の出動時間に応じて 4 時間未満が 2,000 円、4 時間以上 7 時間 45 分未満が 4,000 円、7 時間 45 分以上が 8,000 円とし、報酬に改めるもの。

訓練や夜警等の出動に関しては、これまでどおり 1 回 1,000 円とする。

なお、今回の改正で費用弁償が報酬となることにより、課税の対象となってくるが、取扱いに関しては、国で協議中だということ。

さらに、今回の条例改正により、今までの予算額より 100 万円の増額となるが、国の交付税措置の対象となっており、負担増に伴う見直しが予定されていると伺っているところではあるので、御理解いただきたい。

施行期日は令和 4 年 4 月 1 日を予定している。

説明は以上となる。

○委員長 これより議案第 17 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

次に、自由討議により、委員の皆様のご意見を伺う。意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 17 号は、原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決された。

議案第 18 号 塩谷広域行政組合同規約の一部変更について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総合政策課長 議案書 61 ページをお開き願う。朗読は省略し、説明させていただく。

2 月の全員協議会で報告したが、塩谷広域行政組合において、組合の共同処理する事務のうち、児童発達支援施設の設置及び管理運営に関する事務について、こども発

達支援センターたけのこ園を民間に移譲とすることになったため、その事務を廃止することから、組合規約を一部変更するものである。

組合の規約変更にあたっては、地方自治法の規定により、組合を構成する各市町の議会の議決が必要とされている。

改正内容については、組合の共同処理する事務を定めた塩谷広域行政組合規約の第3条第5号において規定している児童発達支援施設の設置及び管理運営に関する事務の廃止に伴い、その第5号を削除する改正となっている。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第18号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

次に、自由討議により、委員の皆様の御意見を伺う。意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第18号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決された。

陳情第18号 新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底に関する陳情

○委員長 陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の意見を伺う。意見はないか。

○小林委員 この陳情趣旨は、リスクとベネフィットを市民の方に分かるように開示してほしいという内容になっている。

特に、死亡者数やそういうことも含めて書いているが、現在のリスクの面というのは、かなり一般的というか国が報道している内容は多分なっていると思うが、国自体がこのリスクの面はちょっと少ない、その市民に向けての…そのように感じている。

今回、陳情に添付されている資料があるが、そちらを確認させていただく。

資料で、コロナワクチン接種後に亡くなった方が、これは2022年1月21日時点で1,445人が死亡されていると。これは厚生労働省がちゃんと発表している数字だが、こういうことはなかなかテレビ等での報道もなされていない。この辺のリスクの面をやはり伝えていくことが大切だなと、そういうふうに私は感じている。この死亡に関することについて、厚生労働省が出している人口動態統計というのが、これは毎年出ているが、それとこれは今、令和2年、2020年度と21年度、これは1年間の統計を厚生労働省が発表を控えている状況。

しかし、速報値というのも月ごとのものを出しているもので、それをまとめたものがあるって、2月26日の朝日新聞はこういうふうには書いてある、この死亡についてだが。戦後の死者数、最多の145万人が亡くなっていると、そのように報道している。で、21年度に亡くなった人は、前年度より6万7,745人増えているという。この増え方が、戦後最大だと言っているわけである。

私もちょっとその辺のところを読み、戦後最大に増えているこの21年度、何が起きているのかということ考えたときに、まず、直観的に社会変動で大きなことがあったのは、2011年の東日本大震災があった。そのときは、この人口動態統計における年間の死亡者数は、5万6,054人に前年度より増えた。それよりも多いと。もう少しさかのぼり、阪神淡路大震災は1995年1月17日だったが、このときも、その年の人口動態統計の前年度比4万6,206人が増えていると。2021年、昨年度は6万7,745人が増えていると。これが、厚生労働省が出している人口動態の報告、数字の上で出

ているもの。

では、2021 年度には何があったのかということだが、大きな社会現象が起きているというふうに見ざるを得ない。もう一つ、ちょっとおかしいなと思うのは 2020 年度の人口動態だが、マイナス 8,000 人。前年度比で減っている。では 2020 年度は何があったのか。過去 10 年ぐらいを見ると、純増して伸びている。130 万台の年間の死亡者の中で、2 万 5,000 から 3 万くらいの範囲で、大体伸びてきているが、20 年度は逆に 8,000 人減っていると。そういうことで、では社会的な範囲に、何が起きているのか、そういうことを見ると 20 年度、21 年度、この日本の社会に起きた大きな出来事というのは、コロナではないかと私は思っている。

そういう中で、20 年度はコロナが発生して 3 密、手洗い、咳エチケット等をやろうと全国的に取り組んだ年だった。それが 8,000 人減るといような形になったと。これは私の解釈である。そして、21 年度は何があったのかというと、コロナは 20 年、21 年と続いているが、ワクチン接種が 21 年度は始まってきたとそう感じているところである。

だから、このベネフィットとリスク、この辺のところで厚生労働省が発表しているこういうところの数字というものをしっかりと捉えて、それを正しく伝えていく、情報として市民に伝えていくという、これはとても大切であると私は考えている。

だから、私としては、ぜひ広報にこういうものも伝えていただけたら、この陳情者の要望のようにその辺のところも含め、リスクとベネフィットをもう少し分かりやすく、そして、統計に基づいた、文言というよりも数字で表していただくほうがはっきりしていいなと、そのように感じているところである。

○藤田委員 この陳情に関して、市当局に確認したいが、現在の矢板市としては、このコロナワクチン接種に関して、リスクとベネフィットはどのようにお知らせしている状況なのか。

○健康増進課長 やはり市も国や県と同じで、当然市には国のような専門家会議や分

科会はないので、市ではお知らせするに当たっても国の情報、県とアクセスした国の情報を用いた情報しかできないという実情はある。

必ず、副反応であったり、そういう情報を接種に来られる方も、既にお手元に届いている接種券であったり、市のホームページの予約するときのその情報であったりというところで必ず、強制でないとか、副反応についてのというのはお知らせを含めているので、また、どうしても何かあったら厚生労働省へのアクセスをお願いするというようなことで、専門的な知識については、市は弱いところもあるのでそのような対応を取っているところである。

○中村委員 藤田委員からも話が出たが、可能な限り市民に情報開示をしてくださいと、そういうことで当然情報開示については、重要なことだし必要なことだが、実際に世の中、様々な情報が飛び交って、何が真実なのかよく分からない。そう言ったことも間々あるわけだが、そういった中で当然ながら責任ある立場として確実な情報をお伝えする、市民に伝えるというのは当然必要だが、そういう意味合いで、今現在、どのように感じているか。市民への情報提供という面で、我々から見ると大変、予防接種も大変な中で、可能な限り行っているというふうには捉えているわけだが、当局としてはどのように感じているか。

○健康増進課長 このコロナの関係の情報、毎日毎日感染者の数であったり、お亡くなりになった数であったりというのは、逐一県で集計しており、人数の提供は報道機関に毎日出ているものが最新ということで、市も共通してホームページを提供しているところである。

情報提供の仕方にもよるが、感染を抑えるための方法、基本的な感染予防対策等は、定期的にデジタルメディアではなく紙媒体のチラシ、折り込み等も活用し、今回も医師団の皆様のお力を借りて入れさせていただいているところもあり、できる限り市民の感染予防、発症を抑えるという取組や、そのようなものもできる限り市で進めているところであるので、引き続き何とか収束に向けて、市も取り組んでいければと思う。

その取組がまだ不足とおっしゃられるようならまだこれから考えていかなければならないが、今の取組を進めていければと考えている。

○中村委員 今、話があったように未知のウイルスということで、ここ2年大変な中で御苦勞をされているし、その中でやはり市民の生命に直結する部分ということで様々な形で努力はされていると思っているし、情報についても我々としては、できる限りの情報は開示してもらっている、というのが思っているところ。

したがって、今、課長の話があったように、今後も県との連携は当然ながら必要だが、そういった中でできる限りは当然ながら行っていくというスタンスは変わらないという認識をしているので、特に現状で必要ないかなと、そういうふうには感じているところ。

○石井委員 私もこの陳情文書を二、三度読み返したが、矢板市の今取り組んでいる現状に鑑みれば、今の状況のままでいいかという認識を持っている。

○宮本委員 これまでの執行部のお仕事、そして情報の開示と、新聞、また折り込み等で拝見させていただいているところである。

情報の開示は必要であるが、可能な限り今やっただけにいると思うので、現状を維持、また、これからまた新たな広報が必要であれば執行部としても考えていただけるということで、現状のままで私はよろしいのかなと思っている。

○佐貫委員 この陳情を拝読し、自分なりに解釈したのは、打つか打たないかを、ちゃんと自分で決められるような情報がちゃんと欲しいというか、判断材料になる情報を、この方が言うのであればリスクとベネフィットという観点で欲しい、選べるときにというふうに解釈をしたときに、今、自分の手元にも息子のものが届いており、そこに十分、予防接種は強制ではありません、かつ、受けることができない人、受けるに当たり注意が必要な人及び副反応についてもしっかり明記されている。これにプラス何かするというのは、一保護者としても、もう既にやっていただいているもので十分かと思っているので、現状のままでよろしいかと思う。

○藤田委員 この陳情の趣旨にある、市民が正確な判断や選択を自由にできるよう、
というような文言があるが、現実として強制でないということも記入されているわ
けで、市民の皆さんは正確に、自由に判断されているものだと思う。

また、インフォームドコンセントに関しても、徹底までは確実ではないが、それな
りに取り入れられていると思う。

また、先ほど健康増進課長の答えにもあったとおり、県と連携し、死亡者数の人数
や後遺症等の情報は開示しているということでもあるので、情報というのは本当に、
どこまで載せることが正解なのかという問題もあるが、今のところ私は今の状況に問
題はないと思うので、ことさらここに、徹底を要請する陳情を採択する必要はないと
感じている。

○副委員長（掛下法示） 意見の前に当局に確認したいが、国としては1週間以内と
かある範囲で、死亡者として1,000人とか、それぐらいのレベルでは出ていると思
うが、矢板市としては、実際その分野は出ているか。

○健康増進課長 先ほどの情報提供の件に関しても一部補足させて追加させていただ
くが、死亡者数やそういうことは県で発表している、報道機関に提供しているもの
の中で、矢板市何人とか、矢板市にいらっしゃいましたとかというのは一切分から
ない。どの自治体にもそれは来ないので、あくまでも、感染症対応は県でしている
ので、その中でつかんでいる、県でできる提供をしているので、ただその方がどの
自治体だということまではこちらには来ていないので、矢板市はあくまでも、矢板
市で陽性になられた方の人数やそういうものの発表の仕方になっているというところ
である。

○副委員長 分かった。

感染症という性格から、国及び県が主体になるということで、市としても、やりた
くてもやれない数字があるのだということだと思う。だから、市のレベルに要求して
も、限度があるということで国や県が主体で動く性格のものがあると。

それともう一つ重要なのは、ここではワクチンのみを事細かく情報開示と言っているが、このコロナの問題はそれよりも、後遺症という問題がすごく陰に隠れている。若い人もなっても、意外と後遺症が困るというのもテレビで出ているので、そういった意味では、ワクチンのこのレベルだけをクローズアップするのではなくて、ワクチンを打っていても、あるいは打ってなくても、若い人でなった人の後遺症というのが、すごく問題も言われているから、そういう意味ではワクチンの効果としては、ならないことと後遺症を減らせるという専門家の意見もあるので、このワクチンだけに照準を当てて情報を流すと、やはり市民全体の考え方がそこに偏ってしまうので、もっと幅広く、今欠けている問題はやはり後遺症がどれぐらい出ているのか、それがワクチンを打って打たなくても、そして打つことによって、その後遺症が減ってくるという専門家の見方もあるので、ここで言うワクチンだけを捉えて、一生懸命情報を流すとやはり、市民への情報の開示の仕方としては片手落ちになると思うので、幅広くやるのが意義あるということから、ワクチンだけにこういう的を絞ったことについては、正しくないのではないかなと。もっと幅広く情報を整理しながら流す。国に対しても、市に対しても、そういう意味の考えを持っている。

○小林委員 私は、今の矢板市の取組に不十分があるとか、そういうことを言っているわけではない。矢板市は本当に、課長をはじめ、市の職員、市長をはじめ大変よく頑張っている。そして、それは数字の上で表れている。10万人当たり、この24市町村の中で一番低いとそういう形で結果の上でも出ているわけだが、それは認めているし、よく頑張っていると。

しかし、先ほど佐貫委員も言っていたが、受ける側が今、これは自由判断だと、これは矢板市が最初から声高く言っていたように、接種は個人の自由な判断だと。その判断をする上で、このリスクとベネフィット、それを持っていないと判断ができない、そういう面での情報の開示ということで、さらに一步踏み込んでいただいて今回の陳情者からあったようなことも含め、さらに取り組んでいただければと。そういう思い

で私はこの陳情者の思いを受け止めて、さらにその市民の方も判断材料のときに、リスクとベネフィット、この両方を知った上で決断ができる、接種をするというその方向に持っていったらいいなど。そのような思いで私はこの陳情を受け止めている。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

これより挙手により採決する。陳情第 18 号を不採択とすることに賛成する委員の挙手を求める。

(挙手多数)

○委員長 挙手多数である。

したがって、陳情第 18 号は、不採択とすることに決定した。

陳情第 19 号 日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを市民及び、職場、学校への周知徹底の陳情

○委員長 陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の意見を伺う。意見はないか。

○小林委員 先ほど申したことに触れると思うが、このワクチンは矢板市も当初から、本人の自由意思であるということを明確に、私も最初に質問しているのでそういう答弁をいただいたように、それは国も当然のことを伝えているわけである。だからこれは矢板市としても、しっかりと伝えている内容だと、そのように思っている。

そういう中で、やはり現実的には、本人の自由意思ということと同時に、強要はされていないが、そういうような形で接種をするようにというような、圧力ではないけれどもそういう感じで、なっている部分があるのかなど。そういう面で、改めてこの周知の徹底ということは、事あるたびに今の…今度は 11 歳から 5 歳までの子どもたちにも新たな分野への接種が始まろうとしているが、そういう面で改めて、個人の自由な判断だということ、事あるたびに伝えていただきたいという陳情なので、それ

は必要かなど。

今までの大人に向けての場合はもう1回目、2回目と続いているが、この新たに始まる学校や、ここに出ているが、改めてそういうところを伝えていただければと、そのように私は感じている。

- 中村委員 まず、人権侵害などは当然ながらあってはならないことだし、当然のことだが、ただ、いろいろな面で難しいのは、本当に強要されているような事例があるのか否かというのも非常に疑問があるところだが、ただ強要はされなくても、自分が感染したくない、家族に感染させたくないと思ったら、危険な人には近づかない、近づいてほしくない。そういう気持ちは当然働くので、公共の場でいろいろな人と接するにおいては、例えばマスクをしていない人がいたら、そういう人とは話したくないな、公の場だったらこっちが去るか相手が去ってほしいなど。そういう思いが当然出てくるし、飲食店で御飯を食べようと家族で行こうと思ったら、やはりマスク外すから、そういったところで来る人が皆、陰性で予防接種もしていたら、安心して食べられるな、というような心理は当然働くし、ただそれが、人権の侵害までいっているか否かというのは、議論があるところ。

法に触れるようなことを行ったら駄目だというようなことをあえて、このコロナに限って言う必要があるのか否かも含めて、通常学校とかでは当然ながら、人権の教育とか、そういったものを含めて、常々こうあるわけだし、当然のことをあえてしなければいけないのかな、というところに対する疑問は持っている。

- 石井委員 私の知る限りでは、孫が行っている学校での接種の強要等の話は、全く聞いていないし、職場においても、私の知る限り矢板では、強要されているような事例は皆無かと思っている。

そうした中で、改めてこれを周知徹底するようなことは必要ではないと思う。

- 宮本委員 私も強要という部分にちょっと疑問があり、まず自分を守る、そして、周りの方を守る。そう言った面から、常識的なことと言っては失礼かもしれないが、

もう2年、3年目となるこのコロナの話であるが、もう普通になっているような状況である。だから、特に強要ということではなく、守る、そして、相手からいただかないとか、出さないとかという、そういう面から防衛的なものがもう身についていると思う。

そのため、特にここで、子どもたちや労働者の方に周知徹底しなくても、かなり徹底されている社会情勢だと思うので、特にここでは必要ないのではないのか、今まで道理の流れでよろしいのではないかと思っている。

○佐貫委員 先ほどと同じだが、そもそも強要も強制も、ワクチンをしていないので、これについても、改めてこの陳情を採択して、これから変わることはないはずなので、不採択でいいのではないかと思う。

○藤田委員 この趣旨に書いてある内容は人権侵害、人権のじゅうりんだとは思いますが、日本国憲法第11条に、基本的人権の尊重、侵すことのできない永久の権利として、明記されている。しかしながら、人権という文言から見たときに、ワクチンの強要だけじゃなくて人権問題というのは多岐にわたるわけであるので、ことさら、このワクチンの感染予防の接種を、強要を違法行為としてクローズアップさせることが果たして本当にいいことなのか。人権問題は本当に多岐にわたっている。その多岐にわたっている事柄全てに、このような形で周知徹底を図っていたら大変なことにもなってしまいますので、先ほど中村委員が言ったように、いろいろな学校や社会、人権擁護というものは徹底するように教育も進んでいるので、私はことさら、このコロナワクチンの予防接種の強要に関して徹底をするような陳情を採択すべきでないと考えている。

○副委員長 この中の文書として、事実と少し違うと思われるのは、やはりワクチン警察やワクチンマスク警察という実態は矢板市では、ほとんど聞いたことがないと思う。さらに、マスクの着用は、ウイルスの感染は防げないというふうに書いているが、これは専門家の見方並びに国の各種試験によって、マスクの効果が認められ

るというふうに言われているので、そういった意味では、ここもちょっと該当しないのかなということで、したがって、これは不採択になるかと思う。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

これより挙手により採決する。陳情第 19 号を不採択とすることに賛成する委員の挙手を求める。

(挙手多数)

○委員長 挙手多数である。

したがって、陳情第 19 号は、不採択とすることに決定した。

陳情第 20 号 新型コロナワクチン接種後の健康被害についての被害者相談窓口の設置に関する陳情

○委員長 陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の意見を伺う。意見はないか。

○藤田委員 当局に確認させていただきたい。先ほど健康増進課長の答弁の中でもあったかと思うが、改めてお聞きしたい。

ワクチン接種後の健康被害等があった場合に、今、矢板市で行われている集団接種等で、そういった被害があった場合、市としては被害があった人にどのように相談するように勧めている、案内しているのか、確認させていただきたい。

○健康増進課長 まず、ワクチンの説明でどうしてもそういう反応が出るというような説明書きや、そういうものに対しても、集団接種を受けられた方に対して、打った後についても、もし副反応があった場合はこういうところへ連絡してくださいという連絡先のお知らせチラシも一緒に入れてお返ししているところ。

健康被害が出た方については、最終的には国で健康被害救済制度がある。ただ、そのやり方も分からないなど、そういう話になると思うので、そういうときには、現在

市の健康増進課に問い合わせさせていただき、こういうものを必要とされ診断するとか、そういうものの手伝い、話の相談はできるので、それで市を経由して、最終的には専門家は国であるので、そこで救済制度を受けられる手続きになってくる。判断はこちらではできないので、その手続きの話はできるが、そのような形。

まず、何かあったらその相談窓口の問合せ先やそういうものも渡して、できるだけ安心していただけるように市としては努めているところである。

- 藤田委員 体調、胎教に関わることでセンシティブな情報ではあるかとは思いますが、現実として、健康増進課にこのコロナワクチン接種後の健康被害の相談等は、現在までにあったのかどうか確認したい。
- 健康増進課長 正式な提出というか、手続きに至った案件はまだこちらにはないが、事前に窓口で、接種後にこういう反応があったとか、どうすればいいのかなというように相談が来ている段階で、まだ正式に手続きに乗って上に上げているというものは今のところない。ただ、相談はもちろん、問合せはある。
- 中村委員 藤田委員から当局への質疑の中で、私なりに感じたのは、何かあったとき、私の経験で、でも普通に済む場合は相談まではいかないと思うが、それが明らかに周囲の人と違うようなことや、そのようなことが起きたときにどうしたらいいのかということ、それがやはり多分、ひどければ普通は医者にかかるのだというふうに思う。で、市に相談するというときに、どんなケースかなというのがいま一つ分からないが、やはり相談すると医者にかかれず、相談するところがないとなるとするのは非常に困るが、市の当局では、そういう相談があれば当然受け付けて、相談には乗ると。最終的にそれが、予防接種の被害者となり得る人であれば、最終的に国の判断になるし、国へそういったものを上げるためのお手伝いをすると。そういう体制ができているということだから、十分対応できているのではないかなと、そのように感じたところである。

ここで、この被害者相談窓口というのがよく理解はできないが、「専門」というこ

とになるとそういったものを専門に診断できるような、医師の資格を持った人を置くとかということかなと思えるが、いずれにしてもそこで判断するのは非常に難しいことだと思うから、何かそういうものがあれば、相談を受け付けて、適切にその相談に乗って、上げるということがあれば、当然十分だというふうには思うので。

いろいろ言ったが、不採択ということで考えている。

○石井委員 私も現在、市の健康増進課を窓口として対応しているということで、何ら問題がない中で、専門の窓口まで設置する必要があるのかなと疑問を持つ。

だから、不採択でお願いします。

○宮本委員 私は、この文章を読ませていただいたときに、自分がもしこの被害というか、反応が何かあった場合、考えたときにやはり窓口というよりも、医療機関にまずは行くように感じた。

専門と言われても、市もまた窓口、どこに設置するのか不明だが、なかなか専門的なことを持った方が窓口にずっといるという状態は、今の状態では難しいのではないかと思う。

まずは医療機関と考えていたので、私はこの陳情に関しても、不採択ということで考えている。

○佐貫委員 先ほどの2つと同様だが、まず、この陳情の趣旨が、趣旨というか施策がやれているかやれていないかでいうと、既に全部やれていることであって、さらに専門の被害者相談窓口というところも、例えば、今困ったときに、ちゃんと健康増進課に電話したら、ちゃんと対応してくれているということが分かっている。既にやっていること、できていることなので、これを改めて採択する必要はないかと思う。

○藤田委員 先ほど村上課長に確認した内容を考えますと、十分に相談窓口は設置していると思う。

ただ、一つ付け加えるならば、我々行政に関わっている人間は、ワクチン接種は健

健康増進課だということは、すぐに分かるが一般の市民の方は分からない可能性もある
ということを見ると、昨日の石塚議員の一般質問ではないが、そういう福祉関係、
健康相談等のワンストップ窓口というか、健康福祉部としての相談窓口というのも、
昨日の市長答弁ではないが、あってもいいのかなという気はするが、この陳情に関し
ては、不採択としたいと思う。

○副委員長 基本的には、相談は国に対する相談の窓口で受けるということと言われ
ているし、専門という意味では、病院で専門に受けるという2つの立場から、あえ
てこれを今現実的にやられている内容でいけるというふうに思うので、不採択にし
たいと思う。

○小林委員 課長からの報告を聞き、対応が十分できていると思っている。

この陳情者からの資料の1,444人、これは死亡者である。矢板というわけではない。
こうある中で、1件たりとも厚生労働省は認めていない。要するに、ワクチンとの関
係と。しかしこの1,444人の方が亡くなった、大体、7日で6割の方が亡くなって
いる、接種してから。で、1日で亡くなる方が、ほとんどその中の1日目で亡くなっ
ている方が多い。これは添付されている資料にあるので、そういう状況。

確かに国が補償するとは言っている。でも、1件たりとも認めてない。これは各医
者が報告したのが1,444件あるわけである。国の審査委員会がそれを審査して、そし
て報告された内容。でも、1件たりともそれを認めていないのが現実。

だから、被害に遭われた方が、ではどうするのかというときに、やはりまず地元の
ところに相談できる、行政に関することだから、そういう窓口があったということはい
えるのかな、矢板にはこれがあるのかと言ったら、相談窓口ができているがそうい
う事例があるかと言ったらおそらくないと思うが、ワクチンの今後の出る副反応とい
うのはこれからだと思う。今は接種する時期である。これからそういうことが出てき
たときに、矢板市は今、健康増進課で対応しているので、ここでそういうものをされ
ているということ、窓口を設置するだけでも今どうこうするのではなくて、そして

そこから、医者や国とか、そういうことでアドバイスをしていく。まずは窓口を設置していくということはいいかなと思ひ、私は願意妥当と受け止めてゐる。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。

これより挙手により採決する。陳情第 20 号を不採択とすることに賛成する委員の挙手を求める。

(挙手多数)

○委員長 挙手多数である。

したがって、陳情第 20 号は、不採択とすることに決定した。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(14:15)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長